



いじめ防止基本方針

花巻市立若葉小学校

平成30年3月 改定

【目次】

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

- | | | | |
|---|-------------------|-----|---|
| 1 | いじめの問題に対する基本的な考え方 | ・・・ | 1 |
| 2 | いじめの定義 | ・・・ | 1 |
| 3 | いじめの基本認識 | ・・・ | 1 |

II いじめの未然防止のための取組

- | | | | |
|---|------------------|-----|---|
| 1 | 教職員による指導について | ・・・ | 2 |
| 2 | 児童に培う力とその取組 | ・・・ | 2 |
| 3 | いじめの防止等の対策のための取組 | ・・・ | 2 |
| 4 | 児童の主体的な取組 | ・・・ | 3 |
| 5 | 家庭・地域との連携 | ・・・ | 3 |
| 6 | 教職員研修 | ・・・ | 3 |

III いじめの早期発見のための取組

- | | | | |
|---|-------------------|-----|---|
| 1 | いじめの早期発見のために | ・・・ | 4 |
| 2 | いじめアンケート及び教育相談の実施 | ・・・ | 4 |
| 3 | 相談窓口の紹介 | ・・・ | 4 |

IV いじめの問題に対する早期対応

- | | | | |
|---|--------------------|-----|---|
| 1 | いじめに対する措置の基本的な考え方 | ・・・ | 5 |
| 2 | いじめの発見・通報を受けたときの対応 | ・・・ | 5 |
| 3 | いじめが起きた集団への対応 | ・・・ | 5 |
| 4 | 警察との連携 | ・・・ | 6 |
| 5 | ネットいじめへの対応 | ・・・ | 6 |

V 重大事態への対処

- | | | | |
|---|---------|-----|---|
| 1 | 重大事態とは | ・・・ | 6 |
| 2 | 重大事態の報告 | ・・・ | 6 |
| 3 | 重大事態の調査 | ・・・ | 6 |

VI 学校評価

・・・ 7

VII その他

・・・ 7

VIII 若葉小学校いじめ問題対応図

・・・ 8

IX いじめ問題解決に向けての基本的な流れ（フロー図）

・・・ 9

【参考資料】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・「学校いじめ防止基本方針」策定のポイント | 岩手県教育委員会 |
| ・台東育英小学校いじめ防止基本方針（案） | 台東育英小学校 |
| ・いじめ対応マニュアル | 幌延町教育委員会 |
| ・「いじめ」根絶！横浜メソッド | 横浜市教育委員会 |

いじめ防止基本方針

花巻市立若葉小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

学校は、すべての児童にとって安心、安全で楽しい場所でなければならない。そのために「いじめを許さない学校づくり」を推し進め「思いやりの心を育む人間教育の場」でなければならない。

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、携帯電話やパソコンの介入により、一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することを基本姿勢とし、学校職員が丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「豊かな心で助け合う子」の育成を図ることによりいじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、どのような理由があつたとしても許される行為ではない。
いじめはいじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (2) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童と教師、児童と児童の信頼関係が深められるようにする。
- (2) 日々の授業や学校行事等を通し、児童一人ひとりが自己実現を図れる教育活動を推進し、自己有用感や自尊感情を育む。
- (3) 発達段階に応じた道徳の授業を行い、思いやりの心や生命尊重の精神を養う。
- (4) さまざまな教育活動を通して、「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が児童へ示す。
- (5) 児童とコミュニケーションを図り、児童一人ひとりの変化や小さなサインなどに気付くように努める。
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- (7) 全職員で問題に取り組み、協力・連携して対処する。
- (8) 全校をあげて、いじめについて考える。(いじめ防止の日(6月1日))

2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) すべての人間は等しくかけがえのない命を与えられ生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童自身がもつようにさまざまな教育活動のなかで指導していく。
- (3) 児童会活動や学級活動等を通して、児童自身がいじめの問題について主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行なうため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会は、生徒指導主事が招集する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、(スクールカウンセラー)

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組
- ④ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
- ⑤ いじめ問題が発生したときに指導体制・対応方針を決定し、中心的に対処対策にあたる

(3) 開催時期

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) 児童会による「いじめをなくそう宣言」等の取組

5 家庭・地域との連携

- (1) P T Aの各種会議や地域懇談会で、いじめの実態や指導方針について説明を行なうとともに情報交換を行い、未然防止・早期発見に努める。
- (2) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 運動会や学習発表会などを通して、地域住民の方々へ児童の活動のようすを公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 心のうちに閉じ込めているいじめや友達関係等の悩みを相談しやすいように、日頃から教職員と児童の間に信頼関係が築かれるように努める。
- (2) 児童の表情や行動の変化を観察するとともに日記やノート等も活用しながら児童に寄り添った指導をしていく。
- (3) 授業中はもとより、クラブ活動や休み時間、放課後においても児童のようすに目を配るよう努める。
- (4) 児童からの情報を集めたり、教職員間で情報交換をしたり発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 保護者へ「いじめサインシート」を配布し、情報交換と情報の共有をする。
- (7) 地域や関係諸機関との情報交換を行い、連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- (2) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回（6月、10月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、対応について細心の注意を払うようにする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行なう。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ○日常のいじめ相談（児童・保護者） | 担任を中心に、全教職員で対応 |
| ○職員がいじめを発見した際の窓口 | 生徒指導主事 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | 生徒指導主事 |
| ○地域からの相談窓口や外部機関との対応 | 副校長（主幹教諭） |
| ○インターネットを通じて行なわれるいじめ相談 | 学校または所轄警察署 |
| ※24時間いじめ相談電話（県教委） | 019-623-7830（24時間対応） |

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報または相談を受けたりしたときは、教職員が一人で抱え込むことなく、学校として組織的な対応をする。
- (2) 事実関係を早期に把握し、いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考える。
- (3) いじめている側の児童には、毅然とした態度で臨み、いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているか気付かせるよう指導にあたる。
- (4) いじめてしまう気持ちを聴き、その児童の心の安定を図る指導を行なう。
- (5) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について連携を図っていくことを伝える。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応及び解消のための取り組み

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、生徒指導主事が速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、生徒指導主事が中心となって情報整理をし、情報共有を図る。事実関係は正確に記録する。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断し、役割分担及び今後の対応を検討する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、担任や学年主任が関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を再確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 指導後、最低3ヶ月は児童の様子を全職員で見守ったり、関係者に様子を聞き取ったりすることでいじめが収束したかを判断する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級や学年等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を築くことができる集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、外部講師の「携帯電話・スマートフォン」の講習会を設定したり、家庭に呼び掛けたりする。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策

委員」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※関係者の個人情報に配慮する

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者(当該教育委員会)が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

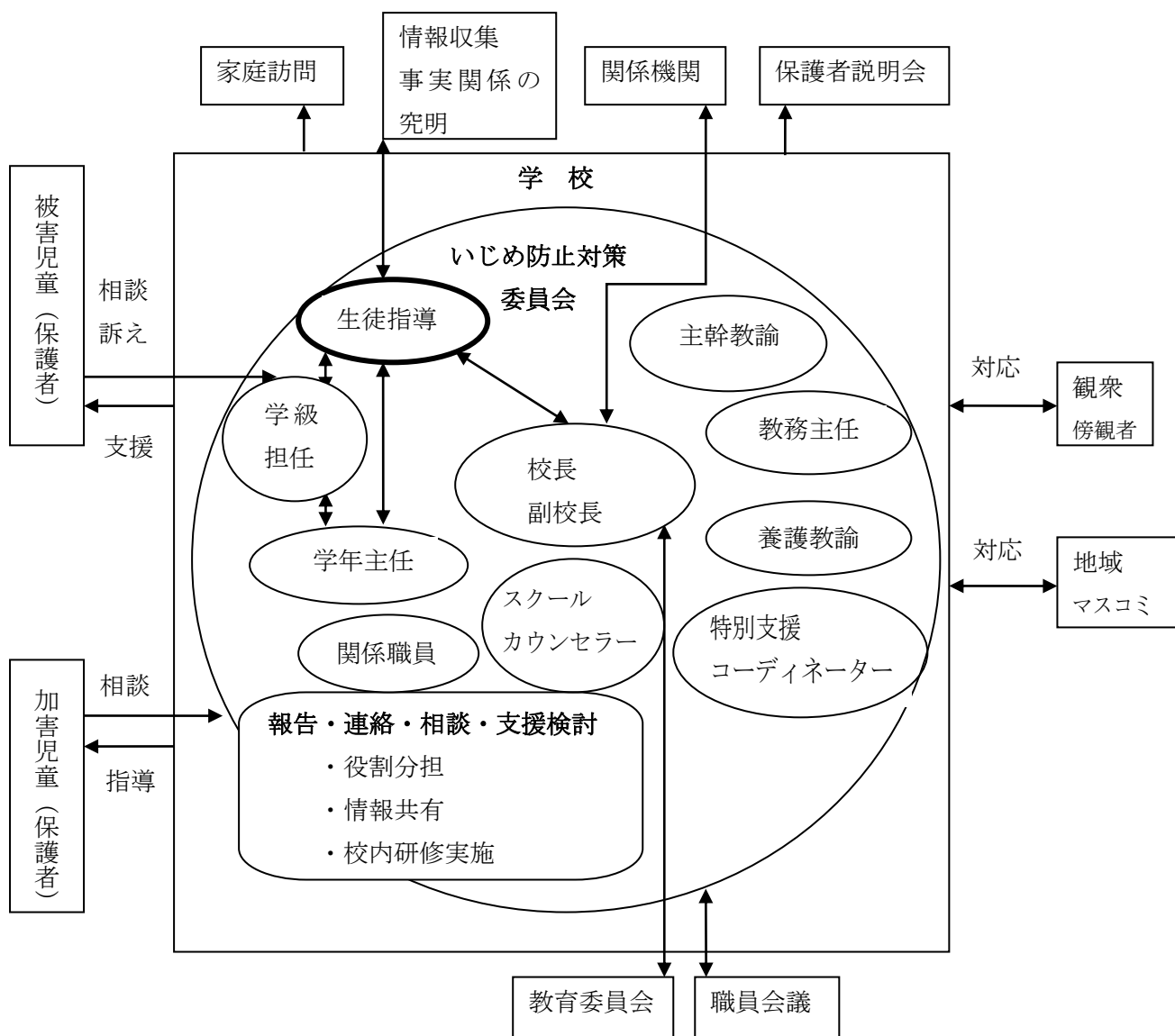
1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

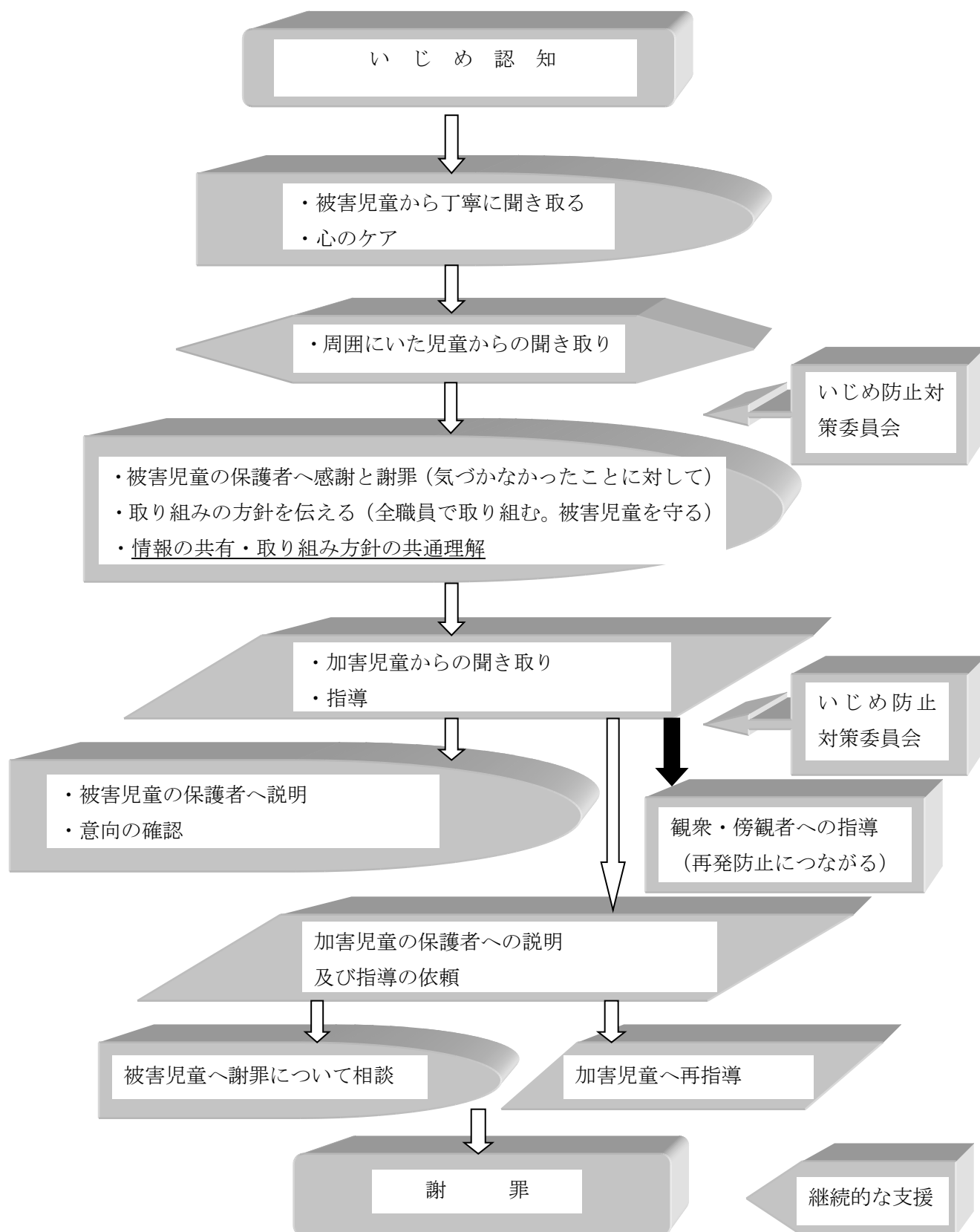
2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

若葉小学校いじめ問題対応図



いじめ問題解決に向けての基本的な流れ（フロー図）



※いじめ防止対策委員会の話し合いにより、必要に応じて保護者説明会を行う。